

平成 27 年 5 月 23 日

各 位

〒657-0044

神戸市灘区鹿ノ下通二丁目4番15号

司法書士佐藤・池永合同事務所

司法書士 佐藤 大輔

司法書士 林 勇輝

佐藤・池永

検索

TEL 078-805-1965

FAX 078-805-1966

お知らせ（法改正情報）

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、次のとおり法改正がありましたので、ご案内いたします。次回役員改選の際には、監査役の種類（2種類のうちいずれか）を選択し、登記せよというもので、次のとおりご対応をお願いいたします。

A. 監査役（会計監査限定）

登記簿に監査役欄に（会計に関するものに限る）と登記されます。

↓

【株主総会議事録への記載】

「議案 役員改選の件」を次のとおりとしてください。

記

第2号議案 役員改選の件

議長は、取締役及び監査役の全員は、定款の規定により、本定時総会の終結と同時に任期満了退任することとなるので、これが改選する必要がある旨を述べ、その選任を議場に諮った処、次の通り可決確定した。

取締役 ○○○○

取締役 ○○○○

取締役 ○○○○

監査役（会計に関するものに限る）

○○○○

なお、被選任者は即時就任を承諾した。

B. 監査役（会計監査＋業務監査）

登記簿は従前通り

↓

【株主総会議事録への記載】

①「第1号議案決算承認の件」と「第2号議案役員改選の件」との間に次の議案を追加ください。

記

第2号議案 監査役の監査範囲に関する定款規定変更の件

議長は、当会社が、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第53条の規定により、監査役の監査の範囲を会計に限定する旨の定款の定めがあるとみなされたが、当会社の監査制度の拡充のため、当該定款規定を廃止する必要があり、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なく可決確定した。

②上記決議により、監査役が退任しますので、続く、役員改選議案で監査役を選任してください。

以上の変更点につき、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

敬 具